

令和3年3月伊勢原市教育委員会定例会議事録

1 開催日時

令和3年3月25日（木）午前9時30分から10時46分まで

2 開催場所

市役所 3階 第2委員会室

3 教育長及び委員

教育長	鍛代	英雄
委員（教育長職務代理者）	永井	武義
委員	重田	恵美子
委員	菅原	順子
委員	渡辺	正美

4 説明のために出席した職員

教育部長	谷亀	博久
学校教育担当部長	石渡	誠一
参事（兼）歴史文化担当課長	立花	実
教育総務課長	熊澤	信一
学校教育課長	守屋	康弘
教育指導課長	今井	仁吾
社会教育課長	山内	温子
図書館・子ども科学館長	倉橋	一夫
教育センター所長	須永	尚世

5 会議書記

教育総務課総務係長	大澤	貴之
-----------	----	----

6 傍聴人

なし

7 議事日程

日程第1 前回議事録の承認

日程第2 教育長報告

日程第3 報告第1号 伊勢原市文化財保存活用地域計画の伊勢原市文化財保護審議会への諮問について

日程第4 議案第8号 伊勢原市立学校の教育職員の業務量の管理に関する規則の制定について

日程第 5 議案第 9 号 伊勢原市教育支援委員会規則の一部を改正する規則について

【非公開】

日程第 6 議案第 10 号 学校嘱託医等の辞職の承認について

【非公開】

日程第 7 議案第 11 号 学校嘱託医等の委嘱について

日程第 8 議案第 12 号 伊勢原市文化財保存活用地域計画の作成について

日程第 9 議案第 13 号 伊勢原市歴史文化基本構想の廃止について

----- ○ -----

午前 9 時 30 分 開会

○教育長【鍛代英雄】 定刻となりました。ただいまから教育委員会議を開催いたします。

なお、本日の議案につきましては、机上に配付いたしました日程表のとおり、日程第 8、議案第 12 号、及び日程第 9、議案第 13 号の 2 議案を追加させていただきましたので、よろしくお願いいたします。

初めに委員の皆様にお諮りしたいと存じます。本日予定しております日程第 6、議案第 10 号、及び日程第 7、議案第 11 号につきましては、審議内容に個人情報を含みます。したがって、この 2 議案につきましては、伊勢原市教育委員会会議規則第 14 条第 1 項の規定に基づき非公開としたいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

○委員全員 挙手。

○教育長【鍛代英雄】 挙手全員。よって、議案第 10 号及び議案第 11 号につきましては非公開とさせていただきます。

----- ○ -----

日程第 1 前回議事録の承認

○教育長【鍛代英雄】 それでは、日程第 1 「前回議事録の承認」について、お願いします。

○教育長及び委員全員 承認

----- ○ -----

日程第 2 教育長報告

○教育長【鍛代英雄】 続きまして日程第 2、教育長報告をいたします。
それでは所管の部長から順次報告をお願いします。

○教育部長【谷亀博久】 (1) 新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応について、2月定例会以降の動きについて御報告させていただきます。

緊急事態宣言が再度延長され、3月21日までとされました。図書館を除く公共施設も宣言に合わせて一般利用休止期間を延長いたしております。

その後3月21日に緊急事態宣言が解除されたため、順次利用を再開しております。宣言前から行っております感染防止対策については、引き続き利用者の御協力の下、実施しております。

また学校につきましては、卒業式を参加人数の制限などを行いながら、小学校・中学校とも無事終了いたしました。

修学旅行につきましては、小学校10校のうち、宿泊を伴う修学旅行を9校が実施し、1校については宿泊をせずに代替イベントを実施いたしております。中学校は4校のうち実施したのは1校で、残りの3校は中止となりました。

なお、中止や行先変更に伴うキャンセル料は、GoToトラベル制度で補填される部分もありますが、それ以外の部分については保護者の負担を求めることなく、市が負担することとしています。

新型コロナウイルスについては変異型の感染拡大があり、収束が見通せない状況ではありますが、感染拡大防止に取り組みながら教育活動を展開してまいりたいと考えています。

○学校教育担当部長【石渡誠一】 続いて、市議会3月定例会につきまして、総括質疑及び一般質問の概要についてでございます。資料1を御覧ください。

まず総括質疑でございます。3名の議員から御質問をいただきました。

中山真由美議員でございます。第5次総合計画中期戦略事業プランに関連しまして、小学校の教科担当制及び35人以下学級への取組の質問でございます。

教科担当制は計画に沿って取り組んでいる旨、また35人以下学級については令和3年度の新2年生から1学年ずつ導入され、人的配置や環境整備等を行っていく旨、こちらは市長から御答弁いただきました。併せて、35人以下学級での学級増には、教職員の配置基準等に基づき適切に配置ができる旨、お答えしております。

その他は後ほどお目通しをお願いいたします。

次に、安藤玄一議員でございます。この4月からの中学校給食全校実施における課題についての御質問でございます。

中沢中学校での試行においては好評を得ており、この2月の喫食率は65.7%であったこと、ほかの3校で進めている予約管理システムの登録者数は約90%であること等、また、食数は試行校よりも多いことが予想されることから、その対策を進め、混乱なく給食が実施できるよう努めていく旨、お答えをいたしました。

宮脇俊彦議員でございます。こちらも小学校35人以下学級の新年度の取組、また新2年生だけでなく新3年生が現状、全小学校で35人以下学級が実現されていることから、前倒しなどの考えについても御質問がありました。

令和3年度に向けては、これまでの県の2年生35人以下学級の対応に基づい

て準備してきましたので、学校への影響なく導入できること、前倒しについては、令和4年度以降の教職員の全体の配置数の変動についてまだ不確定なことから、国や県の動向を踏まえるとともに、様々な人的措置を含めて、きめ細やかな教育の推進に努める旨をお答えいたしました。

続いて一般質問でございます。7名の議員から御質問があり、うちGIGAスクール構想に関する質問は4名の議員からございました。

まず今野康敏議員でございます。教育のデジタル化への対応についての質問でございます。

GIGAスクール構想実現に向けての体制についての御質問で、ハード面については機器等の整備は完了していること、ソフト面ではオンラインでのビデオ会議等やアンケートの作成・集計ができるソフトや、計算や漢字等の自動採点もできる、子どもたちがそれぞれの習熟も含めて学習できるソフトを導入していること、指導体制については、各校の情報担当者への研修を実施し、また今後も予定している旨を、お答えしました。

再質問のデジタル教科書の導入についての御質問でございますが、文部科学省による学びの保障・充実のための学習者用デジタル教科書実証事業というものがございまして。そちらに現在申し込んでおりまして、実証校として認定された学校では、小学校は5・6年生、中学校は全学年で、1教科ではありますがデジタル教科書が活用できることとなっています。

いずれにしても、デジタル教科書については研究を進めていきたいとお答えしました。

セキュリティやプライバシーの保護についても、資料に記載のとおり対応を進めております。引き続き、情報モラル教育も計画的に実施していきながら、対応に努めてまいりたいとお答えしております。

また、長期に通学できない不登校などの児童生徒に対する支援の一環としてのICT等を活用したオンライン学習等の考え方についての御質問ですが、こちらにつきましては、実施に当たっては、学校・家庭それぞれの環境、そして双方が持続して扱っていけることが大切ですので、そういったことができるようにしっかり研究を進めていきたいということでお答えをしております。

次に大山学議員。GIGAスクール構想についての御質問でございます。進捗状況や活用方法についての御質問で、現在、一台一台の設定作業を進めていること、児童生徒が端末に内蔵されたカメラの活用や、言語活動の機能に苦手意識を持っている児童生徒の支援にもつながるような対話ができる旨を御説明いたしました。

ただ、そういった様々な機能やソフトを児童生徒の特性に合わせて使用できるよう、今後も教職員の研修を積み重ねることが必要であることをお答えいたしました。

再質問2つ目の研修についてはどういうふうに進めていくのかということですが、校内での研修、集合研修等、様々企画しておりますが、かえって教職員の負担とならないように、リモート研修等も含めて総合的にできるように取

り組んでまいりますということでお答えをしております。

続きまして、橋田夏枝議員でございます。主題は行政のデジタル化推進についてのうち、学校での取組についての御質問でございます。

まず学校から保護者等に求める押印の取扱いについての御質問で、各校では保護者が押印して提出する書類については、保護者の負担等の軽減を含めて減らす対応に努めておりますが、金銭に係る内容、子どもたちの健康に係る内容の提出書類については、現在押印を求めている旨、お答えいたしました。

また、こうした文書や欠席連絡等のやり取りなど、デジタル化、つまりスマホやパソコンを通してできると負担が楽になるのではないかという提案趣旨の御質問でございました。

現在、学校では、台風などの緊急連絡でメール配信などの取組を進めております。また、配付する文書を学校のホームページ等で保護者のみが見られるページを作るなど、紙媒体での発信について工夫をしているところでございます。

欠席連絡等のメールシステムの連絡については、先行事例としてその学校で有効活用している事例は承知はしておりますが、現在、市内の小中学校でそういったシステムを導入できたとしても、朝、登校指導等の時間帯に、学校でその情報を受け止めて共有する人員の配置については、現在では難しいのかなと考えており、そういったよい事例を集めて、今後検討を進めていきたいという旨のお答えをさせていただいております。

大垣真一議員でございます。コロナ禍における児童生徒の学校生活についての質問でございます。

まず、長期休業を踏まえて、学びの保障についてはどのように進めてきたかということでございました。

これまでも御説明してきたとおり、今年度の授業時間については、長期休業期間の短縮、学校行事の見直し等を行いながら、年間授業時数を一定程度確保し、その上で、各学校では学習計画の見直し、内容等についても確認しながら、計画的に進めてまいりました。その結果、どの学校においても学習指導要領に定められた学習内容について履修ができているものと認識しております。

また、こうしたコロナ禍において、子どもたちの心のケアというのが必要ではないか、非常に心配であるという趣旨の御質問でございました。

学校において、児童生徒は手洗いやマスクの着用等の感染拡大防止策について理解して、また新しい生活様式の中で、それを踏まえた上で様々な活動や友人との交流を楽しんでいる姿が見られております。

しかし、こういった生活が長期化しておりますので、現在、大きく表れてはおりませんが、不安な気持ちを感じていることも考えられることから、日頃から学校では、子どもたちの状況を的確に把握することに努め、定期的に行っている学校生活についてのアンケートや教育相談等を通じて、子どもたちの気持ちに寄り添いながら教育活動を進めていることや、スクールカウンセラーや指導補助員、教科担当制により非常勤講師、日本語指導協力者等々、様々な人材を派遣しており、様々な立場の方と連携を図りながら、子どもたちへのきめ細やかな対応に努

めている旨をお答えしております。

続いて土山由美子議員でございます。ＩＣＴを活用した新たな教育スタイルの推進についての御質問です。

環境変化が及ぼす児童生徒への影響についてでございますが、こちらは家庭でのインターネット等の環境によって、学校で学ぶときに子どもたちの差異が生まれてしまうのではないかとといった趣旨の御質問でございました。

これにつきましては、例えばスポーツや音楽でも、ご家庭での状況により、学校で学ぶときには差異がありますので、学校はそういった差異も踏まえて、基本的なことから学ぶこと、そういった差も含めて指導に当たっていることを御説明し、ＩＣＴについても同様に、しっかり丁寧に一人一人に合った対応をしていくということをお答えしました。

次の（４）ＩＣＴ活用による児童生徒の健康への影響についてでございます。

心配されることとして、長時間の使用等により視力の低下やドライアイ、姿勢の悪化等の健康上の影響が出る懸念があることは承知しておりますが、こうした健康への影響については、当然十分な配慮が必要と考えており、引き続き児童生徒への指導、保護者への啓発に努めていく旨をお答えしております。

川添康大議員でございます。コロナ禍での自殺対策について、学校での、いわゆる自殺予防教育の現状、課題、今後の対策等について、どう行っているかという趣旨の御質問でございました。

学校では、未然防止、早期発見、早期対応という視点から、まず未然防止としては、県と連携して行っている「いのちの授業」の実践や、小学校５・６年生の保健、中学校の保健体育の学習では、不安や悩みへの対処についての学習が行われます。児童生徒が不安や悩みを抱えやすい時期になること、その対処について様々な相談の方法があることなどについて学びます。そのほか、相談方法や相談先については、長期休業の前の指導など様々な機会を通じて指導している旨をお答えしました。

次に早期発見の取組ですが、日々、教職員は子どもたちの様子に変わったところがあれば声かけをし、必要に応じて職員間や関係部署と情報を共有するなどして、チームでの対応に努めております。

また、学校で定期的に行っているアンケート等では、本人が不安について書く欄もございますが、友達の気になる点について書く欄もございまして、そういった対応についても御紹介をさせていただきました。

早期対応につきましては、アンケート等を基に個人面談を行ったり、スクールカウンセラーや養護教諭との面談につなげたりする取組を行っていること。また、長期休業明けの数日間は、統計上、１８歳未満の自殺のケースが多いという状況も踏まえて、必要に応じて早めに個別に電話や家庭訪問等で声かけをしたり、家庭と連絡を取るなどの取組を行うよう、校長会等を通じて依頼している旨をお答えしました。

また、研修といたしまして、教職員には、児童生徒の悩みや不安にいかに関心を持ち、寄り添った対応を行うことができるか、情報共有や連携の仕方はどうあ

るべきかといった内容の研修をこれまでも進めてまいりましたし、今後も取り組んでいきたい旨、お答えしてございます。

米谷政久議員でございます。学校教育のタブレット端末機導入についての御質問でございます。

職員自前の問題解決学習の資料等、教員が取り組んできたノウハウを生かせるのかというような趣旨の御質問でございました。

教員は、今まで授業のために様々な教材やワークシート等を作成してまいりましたので、端末に導入しているソフトとそれを関連づけて、教員が作成した教材を端末を通じて子どもたちが学習に取り組むといったことも、今後考えられます。

こういったことも研修を重ねていくので、若干時間はかかりますが、取り組んでいきたい旨、お答えしてございます。あとはお目通しをお願いします。

質問については以上でございます。

続きまして、2の令和2年度補正予算（追加）についての御報告でございます。資料2をご覧ください。「令和3年度市議会3月定例会補正予算（追加）の概要」でございます。

事業名は感染症対策等の学校教育活動継続支援事業でございます。事業の概要といたしましては、学校における感染症対策を強化するために必要となる保健衛生用品等の購入経費、及び教職員に対する新型コロナウイルス感染症対策等に資する研修等に参加するために必要な経費について、校長の判断で迅速かつ柔軟に対応することができるように、国が措置するものでございます。

文部科学省から示されている活用については、資料を御覧ください。

補正予算の内容につきましては、歳入といたしまして小学校費680万円、中学校費300万円。国の補助率はそれぞれ2分の1でございます。

歳出といたしまして、小学校費として1,360万円、中学校費として600万円。内訳といたしましては、300人までの学校が1校当たり80万円。大山小が該当しています。301人以上500人までの学校が120万円でございます。この補正予算をお認めいただきました。また、令和2年度の補正予算でございますが、繰越明許費をお認めいただきましたので、令和3年度に各学校が執行できるような対応を取っております。

説明は以上でございます。

○教育部長【谷亀博久】 3月議会の審議状況でございますが、2月定例会で御説明させていただきました令和3年度当初予算、それから大田小のトイレ改修工事を計上いたしました令和2年度補正予算、それから今説明いたしました令和2年度追加の補正予算案は、いずれも可決いただいております。

また、いじめ問題の専門調査会委員の報酬の改定につきましても可決いただきました。

さらに、最終日に、鍛代教育長の退任に伴いまして追加提出されました教育長の任命議案でございますが、山口賢人氏の教育長就任について、全員賛成で同意をいただきましたことを御報告いたします。

○教育長【鍛代英雄】 報告は以上でございます。御質問などがありましたら

お願いいたします。

○委員【永井武義】 私からは3点ございまして、1つずつ確認させていただきたいと思います。

まず1点目ですが、総括質疑の安藤市議の御質問に関連してでございますが、配膳室の混雑緩和、配膳・片づけ等の時間短縮を図るための工夫ということなのですが、学校によって様々、構造も違うというようなことで苦慮している部分、課題があると思うのですが、改めてその工夫というのを具体的にお聞かせいただけることがあれば教えていただきたいと思います。

○学校教育課長【守屋康弘】 4月から実施する3中学校につきましては、第2配膳室を設けまして、そちらに、ある学年が取りに行くことによって、配膳室の混雑緩和、及び配膳室までの距離の短縮を図れるように、その費用を予算計上しております。

○委員【永井武義】 一般質問の中で、多くの市議がGIGAスクール構想についての関連の質問をされておりますが、新しい時代の要請というか、コロナ禍で特にオンライン対応もありまして、駆け足でデジタル化に移行していくという部分ですが、大変、新しいテクノロジーに対する不安とか不透明さというか、課題が懸念されるところで、多分多くの質問が出たのだと思うのですが、改めて、GIGAスクールサポーター、それから情報担当者というキーマンになる方、ポストがあると思うのですが、この2つの立場について、もう少し詳しく説明いただければと思います。

○教育指導課長【今井仁吾】 まずGIGAスクールサポーターにつきましては、こちらは国の事業でございます。国の予算、2分の1の補助率で、令和2年度に配置をしています。主にGIGAスクールに関する準備を担ってもらっている人です。

主な業務としては、今後活用を図っていく上でのマニュアルづくりや、また揭示物を作成してもらっています。また、先日、各学校の情報教育を担当する先生方にお集りいただきまして、3月に担当者会を開きました。その時に、基本的な操作をすることを中心に、GIGAスクールサポーターに来ていただきまして研修を行ったというところでございます。

各学校の情報教育担当者の役割については、各校の実情によって多少異なりますが、主に操作方法、本来であれば学校の情報教育を担う担当でございますので、実際に授業の中でこういったことを、どのような形で行っていくのかといったことの計画を中心につくっていく等の役割を担っていただいております。

ただ、実情で言いますと、学校によってはいろいろな質問に答える立場になるということもありますので、まずは情報教育担当者を中心に研修を進めていったというところでございます。

○教育長【鍛代英雄】 GIGAのサポーターの新年度の話を。

○教育指導課長【今井仁吾】 新年度につきましては、ICT支援員を、こちらは市費になるのですが、1名配置していく予定でございます。

こちらの業務については、1名ということもあるので、今後、有効な活用の仕

方を今、検討しているところなのですが、例えば各校にももちろん回っていただくという業務のほかには、当然、端末を使っていく上ではいろんな質問等が出てくると思いますので、その質問にまず答えていただくようなコールセンターではないのですが、そういった役割も担っていただく予定です。もちろん研修会にも講師として担当していただくなど、そういう形で今のところ考えております。

○委員【永井武義】 GIGAスクールサポーターについても、各学校の情報担当者についても、それぞれの役割でなさるとは思うのですが、教育委員会としても、現場の声をぜひ拾い上げていただいて、今後も研究を重ねていただきたいと思います。

それと健康面についても、ちょっと不安視する質問もあったようですが、機器を使う授業が重なってしまうと、なかなか体を動かすバランスとの、授業の組み方というの今後には必要になってくるのかなと思いますので、検討を重ねていただきたいと思います。

それから、大垣議員の再質問で、少子化対策の強化に向けてということですが、質問の内容と回答の内容が性の問題についてなので違和感がありました。それは別として、3月上旬の報道で聞き及んでおりますが、川崎市立の一部の小学校で、体操着の下肌着の着用について禁止するといったようなことが、報道で結構取り上げられていたのですが、伊勢原市についてはどういう状況なのかを教えてください。

○教育長【鍛代英雄】 先に、学校教育担当部長から。

○学校教育担当部長【石渡誠一】 大垣議員のご質問ですが、これは別の主題の少子化対策に関する質問で、学校での取組はどうかということでございました。学習指導要領では高校で取り扱う内容ですということを答弁した上で、子どもの誕生等については様々な機会を通じてお話ししているという趣旨のお答えをいたしました。

○教育指導課長【今井仁吾】 肌着の件でございますが、現在のところ、これについて保護者等から問合せが来ているということはございません。各学校ごとに対応は多少違うのですが、当然、冬場の体育については、まず健康・安全面を第一にということで、運動が始まる前は上着を着て、始まったときは脱ぐといった指示があったり、チャックがついているようなものについては、運動にそぐわない、危険を及ぼすということもあるので、防寒をする場合はチャックがつかないものを着るようにする、また、運動のしやすいジャージのようなものを履くようにする、汗をかいたときには着替えることができるようにする等の様々な配慮をしながら体育を行っているということでございます。

○教育長【鍛代英雄】 ほかによろしいでしょうか。それでは先に進みます。

----- ○ -----

日程第3 報告第1号 伊勢原市文化財保存活用地域計画の伊勢原市文化財保護審議会への諮問について

○教育長【鍛代英雄】 続きまして日程第3、報告第1号「伊勢原市文化財保存活用地域計画の伊勢原市文化財保護審議会への諮問について」、事務局から説明をお願いします。

○教育部長【谷亀博久】 議案書の1ページになります。報告第1号ということで、「伊勢原市文化財保存活用地域計画の伊勢原市文化財保護審議会への諮問について」を報告いたします。

伊勢原市文化財保存活用地域計画作成に当たり、伊勢原市文化財保護条例第39条第3項第1項の規定に基づく伊勢原市文化財保護審議会への諮問について、本来であれば事前に教育委員会議定例会にお諮りするところですが、パブリックコメントのスケジュールの関係で時間的余裕がなかったため、伊勢原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項第3号の規定により専決をいたしましたので、同条第2項の規定に基づき御報告をするものでございます。

内容といたしましては、教育長から文化財保護審議会の会長宛に、文化財保存活用地域計画を作成するに当たり、文化財保護審議会の意見を求めますというものになっております。

説明は以上です。

○教育長【鍛代英雄】 説明が終わりました。御質問などがありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。よろしければ次に進みます。

----- ○ -----

日程第4 議案第8号 伊勢原市立学校の教職員の業務量の管理に関する規則の制定について

○教育長【鍛代英雄】 続きまして日程第4、議案第8号「伊勢原市立学校の教職員の業務量の管理に関する規則の制定について」、事務局から提案説明をお願いします。

○学校教育担当部長【石渡誠一】 議案第8号「伊勢原市立学校の教職員の業務量の管理に関する規則の制定について」でございます。

市立学校の教育職員の健康及び福祉の確保を図り、もって学校教育の水準の維持・向上に資することを目的に、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間の上限を定め、公立学校の教職員の業務量の適切な管理、その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が、教育職員の健康及び福祉の確保を図るため、公的措置に係る指針に基づく学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針について、伊勢原市教育委員会教育長に対する事務委任に関する規則第2条第1項第2号の規定により提案するものでございます。

おめくりいただきますと、規則の内容をお示ししてございます。

第1条では目的を規定いたします。在校等時間から測定の勤務時間を除いた時間の上限を定め、教育職員の業務量の適切な管理を行うことにより、教育職員の健康及び福祉の確保を図り、もって学校教育の水準の維持・向上に資することを規定します。

第2条では業務量の管理について規定します。第1項では通常時について規定し、1か月において45時間、1年において360時間の範囲内とするように、業務量の適正な管理を行うこととします。第2項では、児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的または突発的に所定の勤務時間以外の時間に業務を行わざるを得ない場合の範囲を、第1号から第4号までで規定します。

施行日は令和3年5月1日といたします。

教育委員会では、学校の管理職と情報共有しながら、業務量の適切な管理に努めてまいります。

○教育長【鍛代英雄】 提案説明が終わりました。御質問などがありましたらお願いいたします。

○委員【渡辺正美】 施行日は5月1日になるんですね。

○学校教育担当部長【石渡誠一】 そうです。

○委員【渡辺正美】 学校の教職員の業務というのは、やはりなかなか見えるようできて見えない部分があるかと思います。

誰が考えても分かるのは授業をやっている。それから教材研究をそのために必要としている。それから様々な学級や子供たちを指導していくための資料作りが必要になってくる。それからさらに、評価をしていかなければいけないというふうなことは大体分かるのですが、それ以外に、研究や研修を必ず、できるだけ行ってもらって、資質の向上を図ってもらう。これも教職員の大変重要な業務になるかと思います。

そういうものまで含めた形で業務管理をするというのは、ある意味でなかなか大変なことだろうと思うんです。

でも、ここに示されたような規則で、できるだけ教職員の仕事というか、量がある程度自重してもらうような動きをしていくというのは、私はこのこと自体は賛成なんです。

ただ、このことを行っていくためには、やはり学校における校長先生、並びに先生方に、ぜひ趣旨を何度も何度も説明していただいて、そういう中で、より適切な学校教育が行えるようにしていただかないと、規則だけで縛っていくと、先生方の資質の向上というのがどこかに置き去りにされてしまうという危険性もあるかと思います。ぜひ学校のほうへ、この規則の理解を浸透するような働きかけを、今後もしていただければいいのかなと感じた次第です。

○教育長【鍛代英雄】 御意見ありがとうございます。この規則制定の背景などについて、補足説明をさせていただきます。

教員の働き方改革というのが大きな課題になっております。いろいろな取組を複合的に講じないと、なかなか教職員の働き方改革というのは実現ができないの

ですが、その1つとしまして、やはり今まで教職員が働いている時間について、客観的に把握していなかった。いわゆる時間外勤務に当たる時間をどのくらいやっていたのか分からない。伊勢原の場合は毎年調査をしています、それも自己申告の時間外勤務ということで、客観的に測ることができなかった。

まず、どのくらい勤務をしているのか客観的に確認したうえで、いわゆる時間外勤務に当たる時間数について上限を設定して、それに収まるように様々な取組を複合的に講じることによって、教員の働き方改革を実現していきましょうという趣旨のものでございまして、中央教育審議会の答申の中に盛り込まれて、文部科学省でガイドラインを設定したものでございます。

先般の教職員特措法の改正に伴って、そのガイドラインが法的根拠を持つことになったということで、各地方公共団体の教育委員会には、できるだけ速やかに時間外勤務の時間数の目標を定めた規則の制定を求めるということでございました。

なぜ5月1日施行かといいますと、今年度に客観的な勤務時間外を把握するためのカードを使った取組を、2校で試行いたしました。この方法が、一番教職員の負担にもならない簡便な方法で、客観的な時間数が把握できるということですので、令和3年度に全校に拡大するために、準備期間が1月間ぐらい必要となることから、5月1日から施行させていただきたいということでございます。

○委員【菅原順子】 この管理に関する規則というのは、管理職に対する規則ということですか。

○教育長【鍛代英雄】 管理職はもちろんですが、一般の教職員にも周知をします。自ら仕事の処理を効率化してもらうようにしないといけませんので、監督者が管理を強めるだけでは、大切な教職員の研究や学習といったものに支障が生じる場合もあります。

ですから、複合的にいろいろな対策で取り組んで、この実現を目指すということで御理解いただければと思います。

○委員【重田恵美子】 いろいろと時間により分かれています、条件がそれぞれ違うということでしょうか。

○学校教育課長【守屋康弘】 第1項が通常時、第2項は特別な時にはこの範囲でというようなところで、その例として、1か月なのか、1年なのか、連続する月なのかというようなところで規定しています。

○委員【重田恵美子】 では、1の(1)が1か月だけ。

○学校教育課長【守屋康弘】 そうです。

○委員【重田恵美子】 3のほうは続いた場合ですか。

○学校教育課長【守屋康弘】 そうです。その時の平均という規定が置かれています。

○教育長【鍛代英雄】 よろしいでしょうか。それでは採決に入らせていただきます。

議案第8号「伊勢原市立学校の教職員の業務量の管理に関する規則の制定について」、賛成の方は挙手をお願いします。

○委員全員 挙手。

○教育長【鍛代英雄】 挙手全員。よって本件は原案のとおり可決決定いたしました。

----- ○ -----

日程第5 議案第9号 伊勢原市教育支援委員会規則の一部を改正する規則について

○教育長【鍛代英雄】 次に日程第5、議案第9号「伊勢原市教育支援委員会規則の一部を改正する規則について」、提案説明をお願いします。

○学校教育担当部長【石渡誠一】 議案書7ページでございます。本議案第9号につきましては、伊勢原市教育支援委員会規則の一部を改正する規則について、伊勢原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第2号の規定により提案するものでございます。

内容といたしましては、伊勢原市教育支援委員会規則内の条項群を適正な文言へ変更するためでございます。

8ページが規則の一部を改正する内容についてでございます。

変更内容は9ページの新旧対照表を御覧ください。以上でございます、「特別な取扱い」という文言を「特別な配慮・支援」へ、「就学指導」を「就学相談・支援」へ変更するものでございます。

説明は以上でございます。

○教育長【鍛代英雄】 提案説明が終わりました。御質問などがありましたらお願いいたします。

○委員【菅原順子】 この規則は昭和53年に制定されたものですから、今から40年以上前ですね。その当時の文言が残っていて、それを「配慮・支援」などに変更するということなのですが、これを変更するに至ったいきさつについて伺いたいと思います。

○教育センター所長【須永尚世】 国の動向といたしましては、平成24年に、共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進という報告がまとめられまして、そこで「就学相談・支援」という言葉が使われるようになりました。それを受けて、県のほうで「就学指導」という言葉から、なるべく「就学相談・支援」という方向にという動きがありまして、今回改正に至りました。

○委員【菅原順子】 それでも数年かかっているということですね。

○教育センター所長【須永尚世】 はい。

○委員【菅原順子】 今は、男女平等でありますとか、そういう時代になってきて、昔制定されたこういう規則の中に、今の時代にそぐわないものが残っている可能性もありますよね。その辺については、その都度なのか、それとも全体に対して総合的に見直すということはあるのでしょうか。

○教育長【鍛代英雄】 基本的には、日常の業務を通じながら更新するという
ことで御理解いただきたいと思います。

補足いたしますと、この規則は当初は「就学指導委員会規則」となっていたも
のを、先ほど教育センター所長から説明しましたように、「教育支援」という言
葉が国のほうでも用いられるようになりましたので、先般、教育支援委員会規則
に、名称を変えさせていただいて、その際に、御指摘の中身も十分点検すればよ
かったのですが、その時に漏れてしまった。それをこの機会に改めさせていただ
きたいということでございます。

ほかには何かございますか。よろしければ採決に入らせていただきます。

議案第9号「伊勢原市教育支援委員会規則の一部を改正する規則について」、
賛成の方は挙手をお願いいたします。

○委員全員 挙手。

○教育長【鍛代英雄】 挙手全員。よって本案は原案のとおり可決決定いたし
ました。

----- ○ -----

【非公開】

日程第6 議案第10号 学校嘱託医等の辞職の承認について

☐ 原案のとおり承認

【非公開】

日程第7 議案第11号 学校嘱託医等の委嘱について

☐ 原案のとおり可決決定

----- ○ -----

日程第8 議案第12号 伊勢原市文化財保存活用地域計画の作成
について

日程第9 議案第13号 伊勢原市歴史文化基本構想の廃止につい
て

○教育長【鍛代英雄】 続きまして、本日追加いたしました議案の審議に進み
ます。

日程第8、議案第12号「伊勢原市文化財保存活用地域計画の作成について」、
及び日程第9、議案第13号「伊勢原市歴史文化基本構想の廃止について」の審
議でございます。この2件は関連する議案でございますので、事務局より一括し

て提案説明をお願いします。

○教育部長【谷亀博久】 それでは追加の議案書を御覧ください。議案第12号でございます。「伊勢原市文化財保存活用地域計画の作成について」、提案説明させていただきます。

伊勢原市文化財保護条例第3条第2項に基づく伊勢原市文化財保存活用地域計画につきまして、伊勢原市文化財保護審議会からの答申を踏まえ作成したいため、伊勢原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第1号の規定により提案をいたします。

裏面には文化財保護審議会からの答申書の文書の写しが添付してございます。

この答申の内容についてでございますが、それぞれの項目が簡潔かつ明瞭にまとめられていると。現状・課題を踏まえ、今後の取組方針が調査、保存、活用、人材育成を柱に分かりやすく体系的に表現されている。関係団体との連携を重視し、地域で文化財を継承する仕組みづくりを目指している。それぞれの項目とも今後の文化財を取り巻く環境の変化への対応や、多様な取組を可能とする内容となっている。総括すると、歴史・文化の把握から活用に至るまでを視野に入れた計画であると評価をします。なお、本計画の着実な実行を期待するというような答申をいただいております。

それでは、計画の内容を御説明させていただきますので、別冊の計画案を御覧いただきたいと思います。

まず1枚おめくりいただきまして、目次でございますが、第1章から第8章で構成をされております。

第1章でございますが、文化財保存活用地域計画の趣旨や、本市が作成する背景を記述しています。

まず1ページでございます。こちらには作成に至る背景を掲載しております。それから3ページ、目的と効果。そして4ページの計画の位置づけといたしましては、平成27年度に策定した歴史文化基本構想を継承し、それに代わる新たな計画として作成し、本市の文化財保護における最上位の計画として位置づけるものでございます。

6ページの計画期間でございます。総合計画、教育振興基本計画との整合性を図るため、現行計画の残り2年と、次期計画の節目と考えられる5年を足して、7年としております。

第2章から第4章は地域計画を作成するに当たっての前提となります伊勢原市の概要をまとめているものでございます。

まず8ページ、第2章は本市の概要でございます。まず、自然的・地理的環境では、位置や地形、気候、景観等を取り上げております。

13ページになりますが、社会的環境においては、市の沿革、人口、産業、観光など、地域文化の視点からこの計画に関わりが深い項目を説明しています。

また21ページ、歴史的背景では、伊勢原の歴史を時代ごとに概説し、28ページにおいては地名や伝承、それに災害の歴史を扱っております。

第3章では本市の文化財の概要を掲載しております。

30ページの指定登録文化財の状況では、国・県・市の指定文化財、国・市の登録文化財を、写真を用いて分かりやすく紹介しております。

42ページでは、それらの文化財の製作された時代や指定された時期、類型から見た特徴を説明しております。

43ページでは、未指定の文化財について文化財の類型に沿って説明し、47ページには未指定の文化財リストをつけております。

55ページになります。それら指定登録文化財、未指定の文化財を合わせて、歴史的なまとまりという視点で記述をいたしております。

続いて59ページ、第4章では、今まで見てきました文化財等の状況を踏まえた本市の歴史文化の特徴を記載しています。

59ページでは時代的な特徴です。60ページでは地域的な特徴、62ページではテーマ別に分けて特徴を示し、63ページでは5つのテーマを例示しています。

第5章、第6章は、本市の文化財保護について現状を整理し、課題を抽出し、それを踏まえた今後の方針についてまとめています。

68ページ、第5章では、文化財の現状と課題を、調査、保存、活用の3項目に分けて整備しております。

飛びまして85ページ、第6章におきましては、現状と課題を受け、今後の方針を示しています。基本理念として目指す方向性を歴史文化の適切な継承とまちづくりへの活用としています。これは歴文構想と同じでございます。

そして、基本的な考え方を4つ提起していますが、これが第5章の調査、保存、活用の3つに人材育成を4つ目の柱として加えたものでございます。

そして93ページ、第7章では、それぞれの項目について、今後7年間の取組を列挙しています。取組については、市が実施するものだけでなく、関連する組織や市民団体も含めて取り上げております。

また103ページでは、それぞれ4つの項目に提示をしている取組について、別の視点から改めてまとめています。1つ目は日本遺産、2つ目が施設整備、最後は個別文化財の保存活用計画の作成というまとめでございます。

最後に第8章は、この計画の推進体制で、行政だけでなく他の組織との連携を図っていくこととしております。

計画案の説明は以上でございます。

今後のスケジュールといたしましては、本日お認めいただきましたら、文化庁長官の認定を受けるため、申請を上げていきたいと考えております。

続きまして、議案第13号「伊勢原市歴史文化基本構想の廃止について」、提案説明をいたします。

ただいま御提案させていただきました伊勢原市文化財保存活用地域計画は、これまでの文化財の保存及び活用に関する指針であります伊勢原市歴史文化基本構想を全面的に改正し、それに代わる新たな計画として作成したものであり、これにより、伊勢原市歴史文化基本構想は廃止としたいため、伊勢原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第1号の規定により提案をす

るものでございます。

私からの説明は以上です。

○教育長【鍛代英雄】 提案説明が終わりました。御質問等がありましたらお願いいたします。

○委員【永井武義】 大変厚い資料で、もうほぼ完璧と言えるような計画案でございます。その中で、今さらこの内容を変えてくれとかそういうことではないのですが、質問と意見でございます。

まず1点目ですが、表紙の写真でございます。自然・景観、歴史・文化、観光、様々な場面において、伊勢原市のシンボルは大山であると思うのですが、そこをあえて富士山を景観として捉えたというところが、悪くない、すごく良い写真なのですが、あえて大山を選ばないで富士山にしたというのは、何か意図があるのかということです。

それから2つ目ですが、伊勢原市の第5次総合計画の中でも、庁内連携ということでリーディングプロジェクトということが今回、大きくうたわれたのですが、確かに中には庁内連携ということで書いてあるのですが、「リーディングプロジェクト」という文言がないのが残念かなというふうに、私自身は思いました。

それと、文化庁が推進する地域特性を生かしたまちづくりというところで、内容的には網羅されていると思うのですが、ユニークベニューというような、そういったユニークベニューを活用したイベント、文化財の活用促進、理解といったことがあると思うのですが、そういった文言を入れてもいいのかなと感じました。

これは今後、計画案として出していくのでしょうか、縮小版というか、何かそういう計画があるのかどうか。もしそういうものがあるのであれば、そういった言葉もうたっていただいて、時代に即した形で活用していくということがいいのではないかなということで、意見でございます。

○参事（兼）歴史文化担当課長【立花実】 表紙の写真ですが、一見すると富士山の写真ですが、富士山の右側の山が大山で、この頂点、ピークが大山になっておりまして、実はこれがよく浮世絵に描かれる、右に大山、左に富士というものの現代版であります。

ここに「大山」と書いたほうがいいかもしれませんが、伊勢原にとっては大山と富士山が2つならぶということで、横浜のランドマークから撮った写真になります。

リーディングプロジェクトについては、市の計画の中にうたっておりますので、ここの中では文言としては出てきませんが、常にそのリーディングプロジェクトの中に文化財の保存・活用というものが入っていきまして、実際に動いております。

ですので、機会があれば今後、それを入れることも検討したいと思います。まだ、これから文化庁との調整の中で、多少修正指示が出てくる可能性がございますので、この点について、そしてユニークベニューについても検討の中に入れておきたいと思います。

それから縮小版ですが、これも今後のお話ですが、文化庁の長官の認定を首尾

よく受けられれば、計画の内容についてホームページ等で公開することを考えております。加えて、印刷物として刊行していくことも視野に入れております。

その中で、この本冊の計画に加えて、ダイジェスト版もつくっていく予定ですので、計画をかみ砕いて、分かりやすい形で表現をしたいと思っていますので、工夫させていただきたいと思います。

○教育長【鍛代英雄】 ほかには何かございますか。

○委員【重田恵美子】 感想ですが、86ページの基本的な考え方、方針のところは、前にいただいた資料よりも、この方針の方が細かく具体的にやり取りしたという感じがしています。そういう意味で、こちらの新しいほうが、やはりいいなと思っています。

○教育長【鍛代英雄】 前の資料との違いは。

○参事（兼）歴史文化担当課長【立花実】 86ページの図16の部分だと思いますが、ここにつきましては、以前は「方針」のところをもう少し簡略化した形で表示しておりましたが、実はパブコメ以降、文化庁とも同時にこれを調整しておりまして、文化庁の修正指示の中で、この「方針」については、このあとに書かれております四角囲みの部分としっかり整合させたほうが分かりやすいという指示をいただきまして、この形に修正させていただきました。

○教育長【鍛代英雄】 それでは、よろしいでしょうか。採決に入らせていただきます。1議案ずつ採決を行います。

まず議案第12号「伊勢原市文化財保存活用地域計画の作成について」、賛成の方は挙手をお願いいたします。

○委員全員 挙手。

○教育長【鍛代英雄】 挙手全員。よって本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に議案第13号「伊勢原市歴史文化基本構想の廃止について」、賛成の方は挙手をお願いいたします。

○委員全員 挙手。

○教育長【鍛代英雄】 挙手全員。よって本案は原案のとおり可決決定いたしました。

----- ○ -----

その他

○教育長【鍛代英雄】 それでは最後に「その他」でございます。委員の皆様から何かありますでしょうか。

特にないようですので、事務局から何かありますか。

ないようですので、最後に来月の定例会の日程について、説明をお願いします。

○教育総務課長【熊澤信一】 来月の定例会につきましては、4月27日の火曜日の午前9時30分から、議会の第2委員会室におきまして開催いたしますの

で、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○教育長【鍛代英雄】 それでは、本日の教育委員会議はこれをもって閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

午前 10 時 46 分 閉会

----- ○ -----

<配布資料>

□資料 1：市議会 3 月定例会 教育委員会関連総括質疑、一般質問の概要

□資料 2：令和 3 年市議会 3 月定例会補正予算（追加）の概要